

答申第143号（諮問第204号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会が行った決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成25年9月9日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる文書について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 文部科学省調査「東日本大震災における学校等の対応等について」の文部科学省から返された宮城県分のデータ
- (2) 東日本大震災の被害等に関する各学校、地教委からの報告文書（H23，H24年度分）
- (3) 日本スポーツ振興センターの弔慰金に関する宮城県分のデータ

2 実施機関は、本件開示請求のうち、上記1の(1)及び(3)に対応する行政文書として、次のものを特定した。

- (1) 「平成23年度東日本大震災における学校等の対応等に関する調査報告書」（以下「本件行政文書」という。）
- (2) (独)日本スポーツ振興センター東日本大震災特別弔慰金市町村別支給状況集計
- (3) (独)日本スポーツ振興センター東日本大震災特別弔慰金個人別支給状況一覧

その上で、(1)及び(2)の行政文書を開示し、(3)については、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成25年10月15日付けで異議申立人に通知した。

3 これに対し、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分のうち、本件行政文書について、平成25年10月29日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件処分を取り消し、異議申立人が求める文書を開示することというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

異議申立てに係る処分の開示文書は、異議申立人が求めた文書ではない。

今回開示された文書は、既に平成25年1月29日「ス第532号」で申立人に開示されている文書である。

この文書は、文部科学省から提供されたデータに実施機関のデータを付け足して、実施機関としてまとめた文書である。それは、データの学校数から判断できる。

開示文書のデータは848校となっている。この数は、文部科学省から提供されたデータに未回収分を付け加えた宮城県のデータである。

文部科学省から提供されたデータは、712校である。私が求めているのは、文部科学省から提供された712校分のデータである。

同じ文部科学省調査のデータを福島県に請求したところ、開示された文部科学省のデータの自由記述には、各学校名が記載されている。とすれば、宮城県に提供された文部科学省から提供されたデータにも各学校名が記載されていると考えられる。

申立人は、今回の調査から大震災の教訓を引き出すためには、学校名が必要と考える。学校名がわかることで、学校の自然環境と社会環境がわかり、記述された内容が理解される。具体的教訓が、身につまされて理解できる。

以上のことから、今回、開示した文書は、申立人が請求した文書ではない。学校名が記載されている文部科学省のデータの開示を改めて求めるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

文部科学省が平成24年1月に実施した「平成23年度東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」における調査は、東日本大震災を受

東日本大震災における学校等の対応等に関する調査報告書（宮城県分）」（平成24年8月公表）及び「みやぎ学校安全基本指針」（平成24年10月策定）を作成している。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、第2の2の(1)に掲げる文書であり、「平成23年度東日本大震災における学校等の対応等に関する調査報告書（宮城県分）」等を作成するために上記(1)の経緯により受託業者から取得した宮城県分848学校等の集計データからなっている。

(3) 本件処分について

異議申立人は、開示を求めているのは、文部科学省から提供されたデータであり、福島県から開示された文部科学省のデータの自由記述には各学校名が記載されていることから、宮城県に提供されたデータにも各学校名が記載されているはずであると主張している。

しかしながら、実施機関は、上記(1)のとおり、本件行政文書の集計データは文部科学省からは提供を受けておらず、受託業者から提供を受けた宮城県分848学校等の集計データを特定したものと認められる。

また、受託業者から実施機関の担当者宛てに送信された電子メール及び添付ファイルを確認したところ、当該添付ファイルには、自由記述等に係るデータが記載されており、当該自由記述に係るデータには、本件行政文書として特定した文書に記載されている項目が記載されているものの、学校名については記載されていなかった。このことから、実施機関は、学校名が記載された文書は保有していないと認められる。

よって、本件開示請求に対応する文書として本件行政文書を特定したとする実施機関の説明には、特段不自然又は不合理な点は認められず、首肯し得るものと認められる。

3 結論

以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が本件開示請求に対応する文書として本件行政文書を特定したことは、妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 11. 26	○諮問を受けた（諮問第204号）。
26. 6. 23 (第334回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 7. 22 (第335回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 8. 25 (第336回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 9. 24 (第337回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 10. 27 (第338回審査会)	○事案の審議を行った。
26. 11. 26 (第339回審査会)	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

(平成26年9月30日まで)

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
坂野智憲	法律家	
渋谷雅弘	学識経験者	
杉山茂雅	法律家	会長
矢吹真理子	情報公開を理解する者	

(平成26年12月24日現在)

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
齋藤信一	法律家	
坂野智憲	法律家	会長
渋谷雅弘	学識経験者	
矢吹真理子	情報公開を理解する者	